(2)　法第五条第三項の政令で定める事項は、警察本部長による重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とすることとした。（第一二条関係）

3　重要経済安保情報の提供等

(一)　重要経済安保情報の提供をする者は、当該提供を受ける者に対して当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付等の方法により当該事項を通知するものとした。（第一三条関係）

(二)　法第六条第二項の政令で定める事項は、他の行政機関の長による重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とすることとした。（第一四条関係）

(三)　法第九条第一項第一号の政令で定める措置は、重要経済安保情報の提供を受ける者による重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者を指名すること等の措置とすることとした。（第一五条関係）

(四)　法第一〇条第一項の政令で定める基準は、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する規程を定めており、かつ、この規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、重要経済安保情報を適切に保護することができると認められることとした。（第一六条関係）

(五)　法第一〇条第三項第六号の政令で定める事項は、当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等であって当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置等並びに当該重要経済安保情報に関する重要経済安保情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限等の措置の実施に関する事項とすることとした。（第一七条関係）

4　適性評価等

(一)　法第一一条第一項第七号の政令で定める者は、国家公安委員会委員等とすることとした。（第一八条関係）

(二)　法第一二条第三項の規定による告知及び同意は、書面の交付等の方法により行うものとした。（第一九条関係）

(三)　内閣総理大臣又は行政機関の長若しくは警察本部長は、法第一二条第四項ただし書又は第五項の規定による適性評価調査を行うに当たっては、評価対象者に質問票を交付し、記載を求める等の方法により行うものとした。（第二〇条関係）

(四)　法第一六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法第八一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任、免職又は降給の事由等とすることとした。（第二一条関係）

(五)　行政機関の長は、適性評価の権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五五条第二項の規定により任命権を委任した者等に委任することができるものとした。（第二二条関係）

5　附則

(一)　法附則第二条に基づく経過措置の期間における第一一条第一項第四号の読替えについて規定することとした。（附則第二項関係）

(二)　この政令は、法の施行の日（令和七年五月一六日）から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（法務省）

1　在留資格の変更の許可等に係る手数料の額を改定するとともに、当該許可等の申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の手数料の額を定めることとした。（本則関係）

2　施行期日等

(一)　所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

(二)　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十三号

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
防衛大臣　中谷　元

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十四号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十五号

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行期日は、令和七年五月十六日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
防衛大臣　中谷　元

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十六号

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令

内閣は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第二条第一項第五号及び第二項第二号、第三条第二項、第四条第二項、第五項及び第七項、第五条第一項及び第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第九条第一項第一号、第十条第一項及び第三項第六号、第十一条第一項第七号、第十二条第三項、第四項ただし書及び第五項（これらの規定を同法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十六条第一項ただし書、第十七条並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。